

※今回から個別の指導・助言の対象となった場合

政 適 委 第 号
令 和 年 月 日

登録政治資金監査人
《氏名》 様

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄男

適確な政治資金監査の実施について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した平成３０年分の収支報告書に係る政治資金監査に関して、関連の都道府県選挙管理委員会から別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）について報告を受けました。

政治資金監査は、当委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき実施することが法令上求められています。

今後は、特に別紙の点に注意し、適確な政治資金監査を行っていただくようお願いいたします。

また、令和元年分の収支報告書等に係る政治資金監査においてその成果が反映されることを期待し、来る令和２年１月２９日（水）、３月１９日（木）及び３月２６日（木）に「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」を追加で実施します。貴殿におかれては、この研修に積極的に参加いただくようお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL： 03-5253-5598

FAX： 03-5512-2501

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu. go. jp

政 適 委 第 号
令 和 年 月 日

登録政治資金監査人
《氏名》 様

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄男

適確な政治資金監査の実施について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿の実施した平成２９年分の収支報告書に係る政治資金監査に関して、昨年文書による個別の指導・助言を実施したところですが、このたび２年連続で、平成３０年分に関しても関連の都道府県選挙管理委員会から別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）について報告を受けるに至りました。

政治資金監査は、当委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき実施することが法令上求められています。

今後は、特に別紙の点に注意し、適確な政治資金監査を行っていただくようお願いします。

また、令和元年分の収支報告書等に係る政治資金監査においてその成果が反映されることを期待し、来る令和２年１月２９日（水）、３月１９日（木）及び３月２６日（木）に「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」を追加で実施します。貴殿におかれては、この研修に積極的に参加いただくようお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL：03-5253-5598

FAX：03-5512-2501

Email:tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

登録政治資金監査人
《氏名》 様

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄男

適確な政治資金監査の実施について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿の実施した《※年分》の収支報告書に係る政治資金監査に関して、これまで《２年・３年・４年》連続で文書による個別の指導・助言を実施したところですが、このたび平成３０年分に関しても、関連の都道府県選挙管理委員会から別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）について報告を受けるに至りました。

政治資金監査は、当委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき実施することが法令上求められています。

今後は、特に別紙の点に注意し、適確な政治資金監査を行っていただくようお願いします。

また、今年度は、令和元年分の収支報告書等に係る政治資金監査においてその成果が反映されることを期待し、来る令和２年１月２９日（水）、３月１９日（木）及び３月２６日（木）に「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」を追加で実施します。貴殿におかれては、この研修への参加を強く推奨します。

【上記 ※ は、該当する年により書き分け】

- ①平成２８年分及び平成２９年分（３年連続で指導・助言の対象となる場合）
- ②平成２７年分から平成２９年分（４年連続で指導・助言の対象となる場合）
- ③平成２６年分から平成２９年分（５年連続で指導・助言の対象となる場合）

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5512-2501

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

○指導・助言文書の別紙（案）

※誤りの事例により、政治資金監査報告書又は収支報告書に係る指摘事項を書き分け

（別紙）

○ 政治資金監査報告書に係る指摘事項

●政治資金監査の対象団体 ○○後援会

- ・政治団体名の記載不備があった【別添●】
- ・監査対象期間が異なる年となっていた【別添●】
- ・根拠条文が誤っていた【別添●】

【今後留意いただくべき点】

政治資金監査報告書は、政治資金規正法施行規則第 29 号様式により、その様式が定められています。また、定型的・簡潔な分かりやすい内容であるべきとの考え方の下、当委員会が定める政治資金監査マニュアルにおいて、政治資金監査の結果によって、4つの記載例を示しています。

したがって、政治資金監査報告書は、この記載例に従った記述としていただく必要があります。

○ 収支報告書に係る指摘事項

●政治資金監査の対象団体 ○○後援会

- ・収支報告書上に金額の不整合があった【別添●】
- ・収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（収支報告書の金額の記載誤り）【別添●】
- ・対象年以外の年月日の領収書等の写しを添付していたが、後に当該支出を削除した【別添●】
- ・収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（領収書等の写しの「年」の記載誤り）【別添●】

【今後留意いただくべき点】

政治資金監査は、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度です。これにより、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待されるものです。

今後は、収支報告書上に計算誤りがないかどうかを適確に検算して確認するとともに、すべての支出について、収支報告書の記載事項と領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）で不整合がないかどうかを適確に確認願います。

赤字部分は、収支報告書について報告が無い場合は削除

（参考）

○収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について自主的に登録政治資金監査人の確認を受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しています（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（令和元年7月改定版）P141～151をご覧ください。）。

○適確な政治資金監査の実施のためには、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用が効果的です。当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキスト（令和元年7月改定版）に掲載していますので、改めて確認してください。

○当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他に指導・助言の対象とした事例等を紹介しています。